

# 令和 8 年度 函館市公共交通運転手確保事業費補助金 交 付 要 領

## 1. 制度概要

函館市では、バスおよびタクシーの運転手不足が深刻化する中で、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、公共交通事業者が、新たに公共交通運転手として従事する方の二種免許取得に係る費用を**全額負担する場合に限り**、その費用の最大半額を補助することで、公共交通事業者における二種免許取得費用支援制度の充実を支援し、運転手の確保を促進します。

## 2. 対象要件

新たに二種免許を取得し運転業務に従事する従業員に対し、その免許取得に係る対象経費の**全額を負担**し、下記の要件を全て満たす公共交通事業者を対象とします。

- (1) バス事業（路線バス、定期観光バス、観光貸切バス等）またはタクシー事業を営んでいること
- (2) 函館市内に主たる営業所を置いていること
- (3) 免許を取得する従業員に、免許取得後 2 年以上継続して運転業務に従事させること
- (4) 次の二つの支援制度のどちらかに応募していること
  - ① 令和 8 年度交通 DX・GX による経営改善事業（旅客自動車運送事業における人材確保支援事業）
  - ② 厚生労働省の人材開発支援助成金

## 3. 補助対象経費

二種免許取得に係る、自動車教習所等へ支払う経費。

補助対象経費の例

入学金，適正検査料，学科教習料，技能教習料，効果測定料，教材費，写真代，検定料，保険料 等

※ 交通費や食費等，一部対象外となる経費があります。規程時限を超過した分の教習料金，2 回目以降の検定料は対象外となります。

ただし、取得する自動車免許の区分に応じて、以下の金額を**上限**とする。

- ・大型第二種免許 一人あたり 50 万円
- ・中型第二種免許 一人あたり 40 万円
- ・普通第二種免許 一人あたり 30 万円

## 4. 補助割合

補助対象経費の 2 分の 1

※ 国等から同様の支援を受ける場合は、補助対象経費からその額を控除し

## た額の2分の1

### 5. 申請手続き

#### (1) 事前着手届の提出

対象となる従業員（対象者が複数の場合は、最も早く自動車学校に入学する者）の**自動車教習所入学手続き前**に、次の書類をご提出ください。

ア 事前着手届（別記第1号様式）

イ 運転免許証の写し

#### (2) 国等による同様の支援制度へ申請したことが分かる書類の写しの提出

・令和8年度交通DX・GXによる経営改善事業に申請する場合

申込フォーム上で申請したことが確認ができる「マイページ」の写し、交付決定書、不交付決定書などの写し

・厚生労働省の人材開発支援助成金に申請する場合

申請時に作成する「計画書」の提出

#### (3) 交付申請書兼実績報告書の提出（期限は3月末ですがお早めに）

対象者（対象が複数名の場合は、最も免許取得が遅い者）の免許取得後、速やかに下記の書類をご提出ください。

ア 交付申請書兼実績報告書（別記第2号様式）

イ 補助事業等の実績書（共通第2号様式）

ウ 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）

エ 教習所からの請求明細書の写し

オ 補助事業の支払いが確認できる書類の写し

カ 二種免許取得者の運転免許証の写し

キ 二種免許取得者の運転業務従事に関する誓約書（別記第3号様式）

ク その他市長が必要と認める書類

・教習所の料金表

※国等の支援制度も活用する場合は、交付金額等が確認できる書類（額の確定通知等）のご提出も必要となります。

### 6. その他

(1) 本補助金の交付を受けた事業者が虚偽またはその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還いただきます。

(2) 本補助金の交付を受け二種免許を取得した従業員が、**2年以内に運転業務に従事できなくなる場合は、予めご報告をいただきます。**なお、**従事できなくなる理由により、補助金の一部または全部を返還いただく場合があります**ので、予めご了承ください。